

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号。以下「令」といふ。）第七十九条第二項の規定に基づきプレキャスト鉄筋コンクリートの部材の構造方法を、令第七十九条の三第二項の規定に基づきプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートの部材の構造方法を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 林 寛子

プレキャスト鉄筋コンクリート等の部材の構造方法を定める件

令第七十九条第二項及び第七十九条の三第二項に規定するプレキャスト鉄筋コンクリートの部材及びプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートの部材の構造方法は次のとおりとする。

第一 基礎ぐいを除き、プレキャスト鉄筋コンクリート又はプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートの部材の構造は次に定めるところによる。ただし、屋外に面する部位において、タイル貼り、モルタル塗りその他耐久性上有効な処理を行った場合にあつては、これと異なる構造方法とすることができる。

一 コンクリートの設計基準強度は二平方ミリメートルにつき三十二キーン以上とすること。

二 コンクリートの単位セメント量を一立方メートルにつき三百キログラム以上とする。こと。

三 施工時において外観にひび割れその他の欠陥がないプレキャスト鉄筋コンクリートの部材又はプレキャスト鉄骨鉄筋コンクリートの部材を用いること。

四 かぶり厚さは、令第七十九条第一項及び第七十九条の三第一項に定めるかぶり厚さの数値から一センチメートル（基礎（布基礎の立上り部分を除く。）にあつては二センチメートル）を減じた値以上とする。こと。

第二 基礎ぐいにあつては、日本工業規格 A 五三七三（プレキャストプレストレストコンクリート製品）

二 に適合するもの又はこれと同等以上の品質を有する構造方法による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。